

令和8年度 東根市土地改良区（大富地域）

揚水暦

重要

 は揚水日を表しています。

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

揚水開始日：5月10日（日）～

揚水終了日：～ 9月5日（土）

揚水停止日：6月～8月の毎週水曜日

7月5日～7月8日、8月6日

8月13日、8月20日、8月27日

※揚水停止日はモク刈作業や気象状況等に伴い増減する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

※かけ流しをする人がいると用水量が足りなくなって水をかけられない人が出てきます。
用水路をせき止めて水をかける場合は下流にも水が流れる程度にしましょう。また、田んぼが潤ったら、せき止めている物を外しましょう。

令和 8 年度 東根市土地改良区（小田島地域）

揚取水暦

重要

※着色が揚取水日を表しています。

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

揚取水期間：5月8日（金）～ 9月5日（土）

 ：24時間連続揚水

 ：19時～03時の時間帯運転停止

※停止日を確認し、計画的に水管理を行いましょ
う

※一斉清掃前日までに自分の用排水路の草刈り等を行ってください。

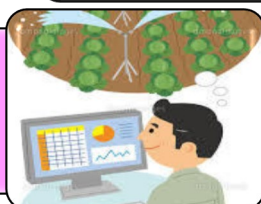
第1回一斉清掃日 令和8年5月3日（日） 午前6時

第2回一斉清掃日 令和8年7月4日（土） 午前6時

第3回一斉清掃日 令和8年9月5日（土） 午前6時

令和8年 若木地区畑地かんがい計画

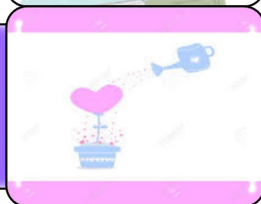
令和8年の散水計画等と注意事項をお知らせします。



日中散水

4月 1日 ~ 5月 7日

※残雪状況や天候によっては、散水時期を遅らせる場合もあります。
あらかじめご了承ください



夜間散水

5月 8日 ~ 9月30日

※雷が鳴っている・鳴りそうな場合は散水を停止します。
あらかじめご了承ください



雑用給水栓の使用

3月17日 ~ 10月31日

！ 注意事項（必ず全員読んでください） ！

1. 3月及び4月は気温が氷点下になる時があります。雑用給水栓の根元にある水抜栓のみ開閉して使用してください。バルブが凍って壊れている場所がたくさんあります。皆で気をつけて賦課金の無駄使いはやめましょう!!
(バルブの交換にもお金がかかります。)
2. 自分勝手に散水している人や雑用給水栓を私物化して長時間使用し続けている人が未だにいます。
※違反者の身勝手な行動で周りの組合員に迷惑をかけ、不快な思いをさせることは絶対にやめましょう!
3. 散水氷結法による防霜対策は可能面積・水量が限界に達した為新規は一切受け付けません。通常と異なる水・施設の使い方をしたい方はご相談ください。
常習的に違反を繰り返し、土地改良区からの改善のお願いをしても対応しない方については、許可を取り消す又は今後許可しません。

東根市土地改良区事務所(住所:東根市大字野川1325-4)

※事務所の場所については裏面の地図を確認ください!!

電 話:0237(44)2820 FAX:0237(44)1841

東根市土地改良区事務所 (住所: 山形県東根市大字野川1325-4) 付近の地図

